

- 国立病院機構については、全国144の病院を有し、セーフティネット系の医療から急性期医療までをカバーする他に例を見ない大規模な事業体であり、政策医療等をはじめとする医療事業を自律的・効率的に運営する必要がある。さらに、災害等の緊急時においては、DMAT（災害派遣医療チーム）の指令塔などの国の業務を確実に遂行しなければならない
- 労働者健康福祉機構についても、自律的・効率的な運営を実現しつつ、全国34の労災病院等のネットワークを活用して、国が担うべき政策医療等の提供を通じ、労災補償政策のセーフティネットの役割を果たさなければならない
- このような新法人の事務事業の特性を踏まえると、役員は、国の医療政策（労働者健康福祉機構の場合は労災補償政策を含む）をはじめ医療全般についての専門的知識や優れた経験を有する者を着任させる必要があることは明らかであり、特に理事長においては、全国の病院を統率する強いリーダーシップや調整能力等の特別な資質が求められる
- このため、新法人の役員(特に理事長)は、その任に相応しい者をどのように選考・任命するか

## ○行政法人制度等における役員任命等について

	現 行	行政法人(改正案)
役員任命等	<p>独立行政法人通則法(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の長及び監事は、主務大臣が任命</li> <li>○ その他の役員は、法人の長が任命</li> </ul> <p>独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について(平成21年9月29日閣議決定)(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管大臣が、引き続き当該役員ポストの任命が必要と判断する場合には、内閣官房長官と協議の上、後任者の任命を行う</li> <li>○ 現在、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行う</li> </ul>	<p>行政法人通則法案(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の長及び監事は、主務大臣が、原則として公募を行った上で、内閣の承認を得て任命</li> <li>○ その他の役員は、法人の長が、原則(※)として公募を行った上で任命</li> </ul> <p>※ 公募によらず任命権者が選考する場合 → 事務・事業の特性に照らして、それを行うために欠くことのできない専門的知識経験又は優れた見識を有する特定の者を任命することを必要とする特別の事情がある場合</p>

- 一般社団（財団）法人や民間会社においては、適切な法人の業務運営の担保のため、法人の役員等について、任務懈怠により法人に損害を与えた場合の損害賠償責任の規定が置かれている。また、行政法人（改正案）では、会社法等の規定に倣い、役員等の損害賠償責任の規定が新たに設けられる予定
- 新法人における法人の役員等についても、自律的な経営や業務運営を確保する一方で、その職務の遂行の適正性を担保するため、損害賠償責任を課してはどうか

○一般社団（財団）法人等における役員等の損害賠償責任

	現 行	一般社団(財団)法人	民間会社	行政法人(改正案)
根拠法	独立行政法人通則法	一般社団(財団)法人法	会社法	行政法人通則法案
損害賠償責任	—	理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	行政法人の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

## 現在の人員管理の仕組み

### 独立行政法人等における人件費の削減

- ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第53条  
人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度比5%以上を基本とする削減
  - ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）  
国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続
- ※毎年度、国立病院機構及び労働者健康福祉機構のHPでも公表

### 国会への常勤職員数の報告

特定独立行政法人が毎事業年度、常勤職員の数的主務大臣に報告し、政府が国会に報告  
(独立行政法人通則法第60条)



- しかしながら、国立病院機構は、他の設置主体では代替困難な医療体制の整備、救命救急センターや周産期医療に対する体制整備、経営改善への取組のため、総人件費の削減が困難
- ※17年度に比べて23年度は約296億円の増(109.7%)
- 独立行政法人評価委員会からは、人材確保の必要性を認め、医療現場に対する総人件費改革の一律の適用が困難である旨の意見を頂いている
- また、労働者健康福祉機構においても、平成17年度に社会問題となったアスベスト疾患への対応、急性期医療に対する体制整備、経営改善への取組のため、総人件費の削減が困難
- ※17年度に比べて23年度は約58億円の増(105.7%)
- 独立行政法人評価委員会からは、今後は、より積極的な人材確保により、労災病院のミッションの達成と経営の健全化を両立させることが期待される旨の意見を頂いている

# 政府方針で示された我が国の医療分野における改革項目

人員配置を充実し、医療提供体制の効率化・重点化と機能強化を図ることは、医療事業の特性であり、「社会保障・税一体改革」においても示されている

○「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)(抄)

<個別分野における主な改革項目(充実/重点化・効率化)>

## II 医療・介護等

地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。

そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。

- ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強

<2025の改革シナリオ>

社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部 決定）

区分	職員数	平均在院日数	病床数
高度急性期	2倍程度増	15～16日	22万床
一般急性期	6割程度増	9日	46万床
亜急性期・回復期リハ	コメディカルを中心に3割程度の増	60日	35万床
長期療養（慢性期）	コメディカルを中心に1割程度の増	1割程度減少 150日→135日	23万床→28万床
精神病床	コメディカルを中心に3割程度の増	1割程度減少 300日→270日	35万床→27万床

トータルは概ね現状維持

（平成23年6月2日第10回社会保障改革に関する集中検討会議資料より）

# 医療事業における人件費と「総人件費改革」との関係（国立病院機構）

国立病院機構の場合、診療事業に税金（運営費交付金）が投入されておらず、人件費は診療収入で賄っている

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（基本理念）

第2条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、（中略）行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

〈運営費交付金について（平成23年度実績）〉

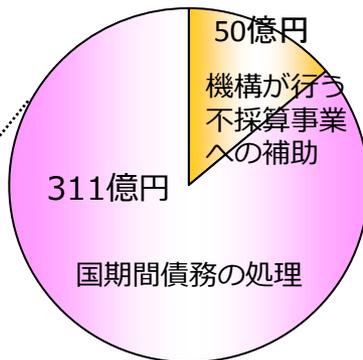
経常収益 8,916億円

運営費交付金は361億円であり、このうち、臨床研究事業等に係るものは50億円で、これは経常収益8,916億円の0.6%となっている。

医業収益 8,342億円  
経常収益の 93.6%

その他の収益 213億円  
経常収益の2.4%  
(養成所授業料、治験収入、医療観察法関係補助金など)

運営費交付金収益 361億円  
経常収益の 4.1%



## 運営費交付金の内訳

国期間債務の処理 311億円

経常収益の 3.5%

国の職員であった期間分の退職手当	139億円
整理資源	171億円
恩給負担金	0.5億円
その他	0.4億円

機構の事業 50億円

経常収益の 0.6%

診療業務 ・災害医療	4億円 0.0%
教育研修 ・看護師養成所 等	6億円 0.1%
臨床研究	29億円 0.3%
その他 ・病院内保育所 等	11億円 0.1%



H24年度の診療業務に対する運営費交付金はゼロ

# 医療事業における人件費と「総人件費改革」との関係（労働者健康福祉機構）

労災病院（32施設）の場合、病院事業（診療事業）に国費（運営費交付金）が投入されておらず、人件費は診療収入で賄っている

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（基本理念）

第2条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、（中略）行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

〈運営費交付金について（平成23年度実績）〉

経常収益 3,061億円

運営費交付金の内訳

総額 90億円 経常収益の2.9%

○労災病院等 35億円（1.1%）

- ・労災疾病研究
- ・労災看護専門学校 等

○産業保健推進センター 36億円（1.2%）

○労働政策関係 9億円（0.3%）

- ・労災リハビリテーション作業所の運営
- ・未払賃金立替払事業 等

○退職手当（病院事業に従事する者等を除く）10億円（0.3%）

医療収益 2,765億円  
経常収益の90.3%

その他の収益 206億円  
経常収益の6.7%  
(看護専門学校授業料、  
宿舎使用料収入、院内保育所使  
用料収入など)

運営費交付金収益90億円  
経常収益の2.9%

病院事業に対する  
運営費交付金はゼロ

## 新法人移行に当たっての方向性

- 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）において示された「自律的かつ効率的な経営の実現」



医療事業を行う法人については、透明性を確保しつつ、法人の目的を達成するために必要な人員を、効率的に配置することにしてはどうか